

基本設計実施設計業務特記仕様書(案)

1. 委託業務名

西宮市立安井小学校教育環境整備事業基本設計実施設計業務

2. 工事場所

西宮市安井町

3. 委託期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日

4. 建築物の用途

小学校、児童育成センター

5. 委託内容

一般業務指示書の○印にあるもの及び、追加業務指示書で指示のあるもの。
※一般業務指示書については、児童育成センター整備工事などの設計業務を含むものとする。

6. 工事概要

①整備工事（予定建物）

・小学校整備工事

RC 造	4 階建	延床面積	約 8,500 m ²
------	------	------	------------------------

・児童育成センター整備工事

S 造	3 階建	延床面積	約 300 m ²
-----	------	------	----------------------

・空中通路整備工事

S 造

※その他付属建築物、東棟改修、外構および設備工事を含む。

②解体工事

・既存校舎解体工事（これに伴う設備改修工事等を含む。）

北棟	RC 造	3 階建	延床面積	2,429 m ²
----	------	------	------	----------------------

東棟	RC 造	3 階建	延床面積	1,415 m ²
----	------	------	------	----------------------

西棟	RC 造	3 階建	延床面積	1,483 m ²
----	------	------	------	----------------------

プール	RC 造			
-----	------	--	--	--

その他附属建築物

- ③運動場整備及び運動場周辺外構工事(新校舎整備、既存校舎解体後)
- ④道路工事及び排水施設工事

7. 業務範囲

本業務の内容及び範囲は次による。

【一般業務】

- ・別添「一般業務指示書」で指示する業務及び次に掲げる業務を行う。
- ・「6. 工事概要①整備工事」について、別途、貸与する基本計画策定業務報告書等を基に改築工事に係る基本設計及び実施設計を行う。
- ・一般業務には計画通知書(兵庫県建築基準条例、兵庫県福祉のまちづくり条例)、構造計算適合性判定申請書、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請書、西宮市の開発事業等におけるまちづくり条例に規定される開発事業概要書・開発事業計画書及び中高層建築物計画書などの書類作成を含み、諸手続きを完了するまでのすべての書類訂正作業も含むものとする。

【追加業務】

- ・別添「追加業務指示書」で指示する業務及び次に掲げる業務を行う。
- ①積算業務(積算数量調書作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積比較検討資料の作成他)
(内訳書数量入力システム LITE(RIBIC2 最新版)及び西宮市営繕工事積算基準他による)
※内訳書は市の指示に従って工事区分(建築、電気設備、機械設備、ガス設備、土木)ごとに分けて作成すること。

- ②概略工程表の作成業務
- ③建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ④透視図作成業務(外観透視図・内観透視図)(A2サイズ彩色各1部)
- ⑤スタディ模型製作業務(1/300)
- ⑥スタディ模型の写真撮影業務
- ⑦計画通知申請業務(書類作成は一般業務を含む)
- ⑧建築基準法に基づく許可申請手続業務(資料作成、手続業務)
- ⑨構造計算適合性判定申請業務(書類作成は一般業務を含む)
- ⑩建築物エネルギー消費性能適合性判定申請業務(書類作成は一般業務を含む)
- ⑪開発事業等におけるまちづくりに関する条例による申請業務及び中高層建築物の届出書にかかる手続き業務(書類作成は一般業務を含む)
- ⑫西宮市都市景観条例にかかる資料作成及び申請手続業務
- ⑬施設台帳用図面作成業務
 - ・市と協議のうえ、公立学校施設台帳作成提要に従い、諸数値表(様式1・

2) 並びに施設の配置図及び建物の平面図を作成する。

⑭各種設計説明会での説明及び説明会用資料作成等業務（議事録作成含む）

⑮既存建物解体工事設計業務

・「6. 工事概要②解体工事」について、貸与既存図面を参考に解体工事の設計を行う（積算業務を含む）。現況調査を行い、現地と既存図との整合性の確認を行うこと。また、一部既存図が不足しているため、不可視部分については現地調査の結果をもとに、想定により解体図を作成すること。

・本工事に伴う電気・機械設備解体設計も本業務に含むものとする。

⑯運動場整備等工事設計業務

・「6. 工事概要③運動場整備及び運動場周辺外構工事」について、「兵庫県土木設計業務等委託必携」に準拠し、以下の内容を行う。

○各種計画平面図及び工事費概算書を作成すること

○土木工事数量算出要領（兵庫県県土整備部）等に基づく工種別の施工数量及び材料計算、基礎構造等を決定すること（必要に応じて構造物応力計算を行うこと）

○材料単価について、建設物価、積算資料等に記載のないものに関する、専門業者（5社以上）からの見積りの収集・整理をすること

※なお、開発協議により道路改築の必要性が発生した場合、条件に伴って道路構造令に準拠したうえで資料・設計図書の作成を行う。

⑰仮設校舎配置検討業務

・工事期間中の学校関係者および工事関係者の動線を鑑みたくえでリース業者と調整を行い、配置の検討を行う。

⑱東棟改修工事設計業務

・6. 工事概要①の改築工事に伴う東棟改修工事について設計を行う。

⑲国庫補助金申請に関わる支援業務

・市の要請に基づき国庫補助金申請に係る図面の作成、諸室の求積等を行う。

8. 設計工程（案）

平成 31 年	1 月下旬	基本設計書確定（概算工事費・概略工程表共） ※確定にあたっては市において事前に事業検討会を行うため、工程には留意すること。
平成 31 年	2 月上旬	開発事業概要書提出、近隣協議開始
平成 31 年	5 月中旬	許可申請事前協議書提出（各階平面図等の実施レベル図面）
平成 31 年	6 月上旬	実施設計書提出（設計図書）

平成 31 年	6 月中旬	開発事業計画書提出
平成 31 年	8 月下旬	許可申請関係書類提出 (空中通路の構造計算書を含む)
平成 31 年	9 月上旬	実施設計書確定 (設計図書)、提出 (内訳書・見積書)
平成 31 年	10 月中旬	計画通知提出
平成 31 年	12 月上旬	実施設計書確定 (内訳書・見積書)
平成 32 年	3 月下旬	成果品提出

※申請等により変更が生じた場合は、平成 32 年 1 月上旬に変更点を修正した設計図書・内訳書・見積書を再提出すること。

※申請等における「提出」とは、市の確認を受けたうえで提出することを指すため、各工程には余裕を持って業務計画を作成すること。

9. 受託者の提出する書類

① 着手時

業務着手届	1 部
設計工程表	1 部
設計担当並びに協力業者報告書	1 部
担当者経歴書	1 部
設計委託料内訳明細書	1 部

② 完了時

設計委託業務完了届	2 部
請求書 (B)	1 部

10. 貸与品

- ①地質調査報告書 (平成 30 年夏頃実施予定)
- ②測量図
- ③既存建物図面
- ④西宮市宮繕工事積算基準 (建築編) (平成 31 年度以降貸与予定)
- ⑤設計図書作成基準 (建築編、設備編)
- ⑥標準内訳書式 (建築編、設備編)
- ⑦基本計画等策定業務報告書 (電子データ共)
- ⑧外壁塗材アスベスト含有調査報告書
- ⑨土壌調査報告書
- ⑩その他参考資料

※上記 ④～⑥ については、本庁舎 8 階にて閲覧が可能となっており、内容に不明点のあるものは参加表明書等の提出が開始される前日までに、内

容の把握をしておくこと。

なお、閲覧希望の際には、事前に連絡をすること。

担当：営繕課 調査計画チーム（０７９８－３５－３５５９）

受付時間： ９：００～１７：００（昼休み １２：００～１３：００）

11. 留意事項

下記の点に留意して業務を進めること

- ①建築基準法及び消防法他、各種法令及び兵庫県条例、西宮市開発事業等におけるまちづくり条例他、各種条例の規定を満足させる計画とする。
- ②都市計画法 29 条の許可を要しない計画とする。
- ③設計図書作成基準、その他市が貸与する資料の内容を十分理解するとともにその趣旨を業務に反映させること。
- ④業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- ⑤設計の進行過程においては、建築設計と設備の調整・検討を随時行い、円滑に設計を進めること。
- ⑥設計作業の節目においては、その都度、原則紙面での資料提出を行い、市の審査を受けること。
- ⑦設計図書の作成に当っては、十分内容を吟味し、積算においては営繕工事積算チェックシートを活用し違算防止に努めるなど、誤記や訂正漏れのないよう心掛けねばならない。
- ⑧主任担当者は、関連法令による設計の変更が生じないよう各種申請をすみやかに行うこと。
- ⑨業務完了後の原図、その他設計図書は市に帰属する。
- ⑩建築、電気、機械の各設計や計算書その他説明書等に相違がないように精査すること。
- ⑪設計は常にコスト縮減を意識し、その業務にあたること。
- ⑫積算業務を行うために内訳書数量入力システム LITE（RIBIC2 最新版）の利用料を見込むこと。
- ⑬積算数量計算書は計算ソフトを使用し、容易に修正可能とすること。また、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- ⑭内訳書については、国庫補助金にかかる項目を分けて計上するものとし、項目については市の指示による。
- ⑮建築士法第 2 4 条の 3 を遵守し、設計担当者報告書を提出すること。
- ⑯新エネルギー、省エネルギー導入の推進を検討し、技術提案を行うこと。
- ⑰基本設計段階の概算工事費作成は中明細まで作成すること。
- ⑱計画通知、構造計算適合性判定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判

定申請、建築基準法に基づく許可申請に伴う手数料は内訳明細書に別途記載がない限り発注者の負担とする。ただし、設計の不備による再申請手数料は受託者負担とする。

⑲改築推進委員会・近隣説明会等に積極的に協力すること。

12. 構造設計に関する注意

- ①構造計算及び構造図作成等の主たる担当者を同一の者とする。
- ②基本プランが決まり次第、構造計画を提出すること。
- ③主任担当者は、構造計算・構造図が出来しだい、図面を自らチェックし、すみやかに提出すること。また、意匠・設備等で変更が生じた場合、必ず構造担当者に連絡すること。
- ④用途係数 1.25
- ⑤別途発注する地質調査の調査内容について確認を行うこと。

13. 設計成果品の提出

- ①設計成果品の提出は、設計成果品一覧表に表示する内容とする。
- ②各成果品は、8. 設計工程における各工程で、市担当者の指示により対象となるものの部分引渡しを行うこと。

14. その他

- ①市より貸与する各種基準等については、適宜最新版に対応するよう業務を行うこと。
- ②支払い条件は業務完了払いとする。
- ③その他明記なき事項は、市と協議する事。
- ④月1回程度進捗状況を記載した工程表を提出し、工程の遅れを随時訂正するよう努めること。
- ⑤測量業に当たらない設計上必要な簡易な測量及び現地調査は本業務に含む。
- ⑥西宮市の開発事業等におけるまちづくりに関する条例による近隣協議に積極的に協力すると共に、近隣協議報告書に必要な書類作成提出は全て本業務に含む。
- ⑦保護者、職員、近隣住民等を対象に必要なに応じて設計説明会を実施する。開催は、平日夜もしくは土日となる場合がある。
- ⑧業務に必要な資料の準備・印刷は受託者の負担とする。必要部数は発注者の指示による。
- ⑨原図はA1サイズとすること。(A3出力に対応するように作図すること)

一 般 業 務 指 示 書

建 築				設 備					
基 本 設 計	総 合	機能配置計画の策定	○	基 本 設 計	電 気	内外環境計画の策定	○		
		空間構成計画の策定	○			各種電気設備計画の策定	○		
		工事費配分計画の策定	○			工事費配分計画の策定	○		
		動線計画の策定	○			給 排 水 衛 生	給排水衛生計画の策定	○	
		防災計画の策定	○				特殊設備計画の策定	○	
		施設配置計画の策定	○				工事費配分計画の策定	○	
		平 面 計 画	平面計画の策定			○	空 調 換 気	内外環境計画の策定	○
			断面計画の策定			○		空調設備計画の策定	○
			立面計画の策定			○		換気設備計画の策定	○
		構 造 計 画	構 造 計 画 の 策 定			試設計の解析	○	電 気 設 備 設 計	各 種 設 備 設 計
部材断面の仮定の検討	非常電源設備計画								
構造システムの決定	幹線設備計画								
使用材料及び使用の概略の決定	電灯及びコンセント設備設計								
工事費配分計画の策定	動力設備設計								
設定条件への適合性の確認	弱電設備設計								
各種計画の総合調整	火災報知器等設備設計								
実 施 設 計	総 合	外部空間設計	○	実 施 設 計	電 気	使用機器及び仕様の決定	○		
		内部空間設計	○			工事費内訳明細書	○		
		平面計画	○			官公庁への申請手続	○		
		断面計画	○			工事費請負契約条件の立案	/		
		立面計画	○			給 排 水 衛 生	給 排 水 衛 生 設 備 設 計	各種給排水衛生設備の配管設計	○
		詳細計画	○					消火設備設計	
		エレベーター、エスカレーター等の設計	○					汚水処理設備設計	
		各部分の仕様の決定	○			特殊設備設計	○		
		各部分の使用材料及び仕様の確定	○			使用機器及び仕様の決定	○		
		工事費内訳明細書	○			工事費内訳明細書	○		
		計画通知書(別表1で指示する事項)	○			官公庁への申請手続	○		
		開発事業計画書(別表1で指示する事項)	○			工事費請負契約条件の立案	/		
		中高層建築物計画書(別表1で指示する事項)	○			空 調 換 気	空 調 設 備 設 計	空調方式の設計	○
		工事請負計画条件の立案	/					空調系統の設計	
連絡調整	○	換気設備設計							
構 造	応 力 解 析	モデルの設定	○	使用機器及び仕様の決定	○				
		構造計算		工事費内訳明細書	○				
	構 造 図	各部の設計		官公庁への申請手続	○				
接合部の設計		工事費請負契約条件の立案	/						
		工事費内訳明細書	○	○印の項目を適用					
その他 別表1で指示する事項			○						

一般業務指示書(別表1)

<p>計画通知書</p>	<p>計画通知書の作成及び関連書類の作成を含む。 (申請手続業務は追加業務指示書による。)</p>
<p>構造計算 適合性判定申請書</p>	<p>構造計算適合性判定申請書の作成及び関連書類の作成を含む。 (申請手続業務は追加業務指示書による。)</p>
<p>建築物エネルギー 消費性能適合性 判定申請書</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請書の作成及び関連書類の作成を含む。 (申請手続業務は追加業務指示書による。)</p>
<p>開発事業計画書</p>	<p>開発事業概要書・計画書及び関連協議先すべての提出書類の作成を含む。 (申請手続業務は追加業務指示書による。) 近隣協議資料作成、計画説明会資料作成、近隣協議報告書を含む。 近隣協議については主体的に関わり、計画説明を行うこと。</p>
<p>中高層建築物計画書</p>	<p>中高層建築物の届出書作成並びに開発事業におけるまちづくりに関する条例第13条、 同施行規則14条に規定する受信妨害範囲調査方法の机上計算による調査を含む。 近隣協議資料作成、近隣協議報告書提出を含む。 (標識看板設置及び追記、申請手続業務は追加業務指示書による。)</p>

追加業務指示書

	業 務	内 容
1)	<input checked="" type="checkbox"/> 積算業務（内訳書数量入カシステムLITE(RIBIC2最新版)及び西宮市営繕工事積算基準他による）	<input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書作成、単価作成資料の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 見積徴収、見積比較検討資料の作成他
2)	<input type="checkbox"/> 市議会等説明用資料作成業務	<input type="checkbox"/> 一般図、パネル着色図
3)	<input type="checkbox"/> リサイクル計画書の作成業務	<input type="checkbox"/> 資料作成
4)	<input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表の作成業務	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成
5)	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成 <input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
6)	<input checked="" type="checkbox"/> 透視図作成業務 <input checked="" type="checkbox"/> 外観透視図(外構含む) <input checked="" type="checkbox"/> 内観透視図	<input type="checkbox"/> A3サイズ彩色 2面 <input checked="" type="checkbox"/> A2サイズ彩色 1面
7)	<input type="checkbox"/> 透視図の写真作成業務	<input type="checkbox"/> デジタルデータ 1 <input type="checkbox"/> キャビネ版プリント 1
8)	<input checked="" type="checkbox"/> スタディ模型製作業務	<input type="checkbox"/> 1/200 <input checked="" type="checkbox"/> 1/300 <input type="checkbox"/>
9)	<input checked="" type="checkbox"/> スタディ模型の写真撮影業務	<input checked="" type="checkbox"/> デジタルデータ 1 <input type="checkbox"/> キャビネ版プリント 1
10)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画通知申請手続業務(書類作成は一般業務に含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
11)	<input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法に基づく許可申請手続業務	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成 <input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
12)	<input checked="" type="checkbox"/> 構造計算適合性判定申請手続業務(書類作成は一般業務に含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
13)	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続業務(書類作成は一般業務に含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
14)	<input checked="" type="checkbox"/> 開発事業等におけるまちづくりに関する条例にかかる届出書の申請手続業務(書類作成は一般業務に含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 開発事業(標識設置含む) <input checked="" type="checkbox"/> 近隣協議
15)	<input checked="" type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書にかかる申請手続業務(書類作成は一般業務に含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 標識看板設置及び追記 <input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
16)	<input checked="" type="checkbox"/> 西宮市都市景観条例にかかる資料作成及び申請手続業務	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成 <input checked="" type="checkbox"/> 申請手続業務
17)	<input type="checkbox"/> 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料作成及び申請手続業務	<input type="checkbox"/> 資料作成 <input type="checkbox"/> 申請手続業務
18)	<input type="checkbox"/> 土地測量業務	<input type="checkbox"/> トラバース <input type="checkbox"/> レベル <input type="checkbox"/> 平板
19)	<input type="checkbox"/> 風害調査業務	<input type="checkbox"/> 別添業務仕様書による
20)	<input type="checkbox"/> 耐震診断改修計画等評価申請業務(書類作成は一般業務に含む)	<input type="checkbox"/> 申請手続業務 (評価委員会出席を含む)
21)	<input checked="" type="checkbox"/> 施設台帳用図面作成業務	<input type="checkbox"/>
22)	<input checked="" type="checkbox"/> 各種設計説明会での説明及び説明会用資料作成等業務(議事録作成含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成 <input checked="" type="checkbox"/> 設計説明業務

その他の業務指示書

1)	<input checked="" type="checkbox"/> 既存建物解体工事設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 別表2で指示する事項
2)	<input checked="" type="checkbox"/> 運動場整備等工事設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙で指示する事項
3)	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設校舎配置検討業務	<input type="checkbox"/> 別表2で指示する事項
4)	<input checked="" type="checkbox"/> 東棟改修工事設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 別表2で指示する事項
5)	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫補助金申請に関わる支援	<input type="checkbox"/> 別表2で指示する事項

印の付いた業務を適用する。

追加業務指示書(別表2)

業 務		内 容
1)	<input checked="" type="checkbox"/> 既存建物解体工事設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 積算 <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有建材の使用状況確認及び図面への反映 <input checked="" type="checkbox"/> PCBの使用状況確認及び図面への反映
4)	<input checked="" type="checkbox"/> 東棟改修工事設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 積算 <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有建材の使用状況確認及び図面への反映 <input checked="" type="checkbox"/> PCBの使用状況確認及び図面への反映

印の付いた業務を適用する。

業 務 名:西宮市立安井小学校教育環境整備事業基本設計実施設計業務

履行場所:西宮市 安井町

履行期間:契約締結日の翌日から平成32年3月31日迄

第1条 適用範囲

1. 本仕様書は、西宮市が実施する西宮市立安井小学校教育環境整備事業基本設計実施設計業務(以下、「業務」という)に適用する。
2. 本市仕様書に定めのない事項は、「兵庫県土木設計業務等委託必携」(平成22年9月)に準拠する。

第2条 業務内容

1. 業務の概要

業務概要は以下のとおり。

項目	内容
業務対象施設	西宮市立安井小学校 校庭
業務対象面積	A=約6,000㎡ (校庭部分)
地形条件	敷地の高低差が 0m以上～10m未満
業務内容	①基本設計 ②実施設計

2. 基本設計

基本設計については、下記の作業を行う。

(1)与条件の細部検討

- ①与条件の把握と改修方針の整理
- ②各種設計条件の整理と確認
- ③各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④現地詳細調査【設計対象地とその周囲】(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

(2)諸施設の検討および設定

- ①空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ②造成基本方針の検討と設定
- ③植栽基本方針の検討と設定
- ④供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑤整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑥維持管理基本方針の検討と設定

(3)基本設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ②造成計画平面図の作成
- ③施設計画平面図の作成
- ④植栽計画平面図の作成
- ⑤供給処理設備計画平面図の作成

※各種図面の縮尺は市担当者との協議による

(4)概算工事費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

(5)基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(6)照査

- ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③成果品の内容の適正照査

3. 実施設計

(1)実施設計

①与条件の確認及び調査

- ・既存施設の配置や、利用状況から、利用面、安全面、機能面の改善に必要とされる施設改修の方向性についての確認
- ・発注者が提示する整備要望事項の整理
- ・設計条件、設計基準の確認
- ・現地細部確認調査（広場の排水状況、各種既存施設、給排水施設等）

②実施設計の検討

- ・与条件の確認及び調査により整備方針を設定し、事業調整資料として計画平面図、工事費概算書を作成する。
- ・整備対象施設について、利用面、安全面、機能面、施工面、維持管理面、コスト面等の検討を行い、使用材料、仕様、基礎構造等を決定する。

③実施設計図の作成

工事を実施するため、次に示す図面を基本に取りまとめる。

- ・位置図
- ・現況平面図
- ・撤去平面図
- ・割付平面図
- ・造成計画平面図（計画高平面図）
- ・給排水設備平面図
- ・施設平面図
- ・植栽平面図
- ・施設詳細図（撤去物も含む）
- ・その他必要な図面は、市監督員と協議の上決定するものとする。

(2)数量計算

図面及び土木工事数量算出要領（兵庫県県土整備部）等に基づき、工種別の施工数量及び材料計算を行う。また必要に応じて構造物応力計算等を行う。

なお、工種区分は国土交通省の定める最新の「公園緑地工事工種体系」に準じたものとする。

(3)概算工事費算出

実施設計図、数量計算に基づき概算工事費を算出する。

また、材料単価について建設物価、積算資料等に記載のないものは、専門業者から見積を3社以上（施工手間見積もりについては5社以上）収集し、取りまとめる。

(4)報告書の作成

各種検討書、実施設計図、各種計算書、概算書、見積書等を報告書として取りまとめる。

また、上記業務については、建設コンサルタント登録（造園部門もしくは、都市計画及び地方計画部門）事業者へ、再委託を可とする。

4. 設計基準

- ① 文部科学省 土木工事標準仕様書 [平成26年改訂]
- ② 兵庫県土木工事共通仕様書 県土木整備部 [平成26年10月改正]
- ③ 公園緑地工事工種体系ツリー図・用語定義集 国土交通省 [平成28年4月改正]
- ④ コンクリート標準示方書 公益社団法人 土木学会 [平成25年3月発行]
- ⑤ 屋外体育施設の建設指針 公益財団法人 日本体育施設協会 [平成24年改訂]
- ⑥ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 国土交通省 [平成26年6月改定]
- ⑦ バリアフリー都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 国土交通省 [平成24年3月改訂]
- ⑧ その他、関連基準

設計成果品一覧表

設備関係成果品、各申請関係書類は別途指示する。

基本設計	<input checked="" type="checkbox"/> 計画説明書	設計方針に基づく建築の全体像を比較検討を含めて描く ※法令・条例等の検討書を含む		各 原稿または原図 1
	<input checked="" type="checkbox"/> 建築概要図	配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、仕上表、 スケッチ		
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事費予算書	建築工事、各付帯設備工事費予算を算出(各施設毎に作成)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本設計参考資料	基本設計における参考とした文献等を整理する		目次付、ファイル綴
	<input checked="" type="checkbox"/> その他必要とする資料等			
実 施 設 計	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図	原図 1	図面ファイル	印刷原図及び電子納品
	<input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書	原稿 1	A4版	
	<input checked="" type="checkbox"/> 内訳明細書	原稿 1	A4版	積算システム入力(FDなどの媒体によるデータ提出を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計縮小第2原図	原図 1	A3版	
	<input checked="" type="checkbox"/> 参考内訳明細書	原稿 1	A4版	
	<input checked="" type="checkbox"/> 積算根拠表	原稿 1	A4版	目次付、ファイル綴
	<input checked="" type="checkbox"/> 代価表(金額抜き)	原稿 1	A4版	目次付、ファイル綴
	<input checked="" type="checkbox"/> 下見積書	原稿 1	A4版	同上
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計打合簿	原稿 1	A4版	同上
	<input checked="" type="checkbox"/> 外観透視図	2面		
	<input checked="" type="checkbox"/> 内観図	原図 1		展開図に着色程度
	<input checked="" type="checkbox"/> 模型			写真(スタディ模型)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他必要とする資料等	交付金申請に必要な書類 一式 等		

- 備考
- ※ 成果品は「西宮市営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による電子納品とし詳細については市担当者と事前に協議をすること。
 - ※ 「積算システム」とは、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)によるシステムを言う。

安井町付近

平成29年4月現在

